

県有施設太陽光発電設備導入推進調査業務委託審査基準について

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、審査委員4名が採点する。
- 2 企画提案者の中で、各審査委員の合計点の平均点が最も高かった者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案者が複数あった場合は、審査会で協議の上、総合的に判断し、契約候補者を特定する。なお、総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に特定しないことがある。
- 4 各審査委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

評価項目	内 容	配点
1 理解度	① 仕様書の内容を踏まえて、必要な事項が記載されているか。	5
2 提案内容の優位性	② 太陽光発電設備の導入を検討するための基礎データの整理について、設備導入の前提条件に適合する建物等を的確に選定するとともに、その後の検討に必要な情報収集を適切かつ効率的に実施することが期待できるか。	15
	③ 調査結果に基づく太陽光発電設備導入案の提示について、最適な導入容量・設置場所・CO2削減効果、導入手法ごとの概算事業費等、最適な方法が提案されることを期待できるか。	15
	④ 具体的な導入効果及び導入方法を検討するための調査について、現地調査や関係者へのヒアリングを含めた必要な調査検討を、期限内に確実に実施できる内容となっているか。	15
	⑤ 2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを前提とし、それを実現するための調査、分析、アウトプットが期待できるか。	15
	⑥ 2030年度までに優先して導入することが望ましい施設について、調査結果を受けた後速やかに導入に着手できるアウトプットを期待できるか。	10
3 実施可能性	⑦ 業務実施に必要な人材を配置した実施体制となっており、スケジュールに具体性があり、妥当なものか。	10
	⑧ 類似業務の経験に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
4 見積額	⑨委託費総額、人件費等は妥当か。積算根拠は妥当か。	5
合計		100